



世工振ニュース

編集・発行
 公益社団法人 世田谷工業振興協会
 〒154-0004 世田谷区太子堂 2-16-7
 世田谷産業プラザ 2階
 TEL (03) 3421-2863 FAX (03) 3422-4777
 E-mail: info@setagaya-ia.or.jp
 URL: http://www.setagaya-ia.or.jp/

新型コロナウイルス対策

経営相談 (国)

新型コロナウイルスに関する経営相談窓口 (経済産業省)

中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点等）1,050 拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応しています。

平日のご相談⇒



土日・祝日のご相談⇒



給付金 (国)

持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に使える給付金を支給します。

<給付額> 法人は 200 万円、個人事業者は 100 万円
 (ただし、昨年 1 年間の売上からの減少分を上限)

《売上減少分の計算方法》

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）

※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

- <支給対象>
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で 50%以上減少している者。
 - ・資本金 10 億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を広く対象とします。
 - ・医療法人、農業法人、NPO 法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

※本事業は令和 2 年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が変更等されることがあります。詳細な条件や申請方法等については、経済産業省 HP 等で公表予定です。

<お問合せ先>

中小企業 金融・給付金相談窓口
 0570-783183 (平日・休日 9:00~17:00)

詳細については
 経済産業省ホームページを
 ご参照ください。



<計 3 枚>

感染症対応の中小企業向け融資を、無利子の新制度に移行します。 ～ 利子と信用保証料の負担をゼロとし、資金繰り支援をさらに強化 ～

都は、今年3月、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業向けの融資メニューを創設し、民間金融機関を通じた円滑な資金調達を支援しています。現在実施している感染症対応の融資メニューについて、令和2年5月1日（金）から、順次、3年間無利子とする新制度に移行することとしましたので、お知らせします。

（１）新制度の内容

【対象となる融資メニュー】 ※融資メニューの詳細は、裏面をご覧ください。

- | | | |
|--------------------------------|-----|-----------|
| ① 新型コロナウイルス感染症対応緊急融資（以下「緊急融資」） | ・・・ | 3月6日取扱開始 |
| ② 新型コロナウイルス感染症対応緊急借換（以下「緊急借換」） | ・・・ | 3月17日取扱開始 |
| ③ 危機対応融資 | ・・・ | 3月17日取扱開始 |
| ④ 感染症対応融資（全国制度） 新設 | ・・・ | 5月1日取扱開始 |

【新制度（無利子融資）の概要】

都が金融機関に利子相当額を補給する仕組みとするため、事業者の方には借入れ当初から、利子の支払い負担が発生しません。

- ・ 融資額1億円まで（上記①～④の融資メニューの合計）の利子全額を補給
- ・ 融資実行から3年間に支払う利子が対象

【その他の特徴】

- ・ 信用保証料は、引き続き全額補助
- ・ 「緊急融資」及び「緊急借換」について、据置期間を最長5年まで延長

（２）受付開始日

- ・ 令和2年5月1日（金）から、一部の取扱指定金融機関で受付開始します。
- ・ 順次拡大し、令和2年5月12日（火）までに、すべての取扱指定金融機関で受付開始します。

（３）既往融資の取扱い

（２）の受付開始日より前に、（１）①～③の融資メニューを利用した事業者の方は、新制度に借り換えることにより、借換え後の3年間、利子補給を受けることが可能です。

6月中を目途に、取扱指定金融機関から該当する事業者の方に、借換えのご連絡をします。

（４）融資申込み受付場所

東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合など）

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/uketsuke/>

（５）都の特別相談窓口

産業労働局金融部金融課（新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎19階北側）

電話 03-5320-4877（平日9時～17時。当面の間19時まで）

なお、5月2日（土）～6日（水・休）は、9時～17時の間、電話相談を受け付けます。

※ 融資メニューの詳細は、東京都産業労働局金融部のホームページをご覧ください。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/new/>



(6) 融資メニューの詳細

◎各メニューの利用対象は、感染症により事業活動に影響を受けている中小企業者又は組合です。

融資メニュー	概要	
新型コロナウイルス感染症対応緊急融資 当面必要となる様々な事業資金の調達	【利用対象】 ・最近3か月の売上又は今後3か月の売上見込みが令和元年12月以前の直近同期比で5%以上減少 【資金使途・融資期間】 ・運転資金10年以内（据置期間5年以内） ・設備資金15年以内（据置期間5年以内） 【融資利率】 ・融資期間に応じて、1.7%～2.4%以内（責任共有制度対象外の場合、1.5%～2.2%以内）	【融資限度額】 ・3メニューとも、2億8千万円（無担保8千万円） ※下段「感染症対応融資（全国制度）」との合算による
新型コロナウイルス感染症対応緊急借換 既存の保証付債務の借入期間の延長	【利用対象】 ・最近3か月の売上又は今後3か月の売上見込みが令和元年12月以前の直近同期比で5%以上減少 ・信用保証協会の保証付融資を利用している ・事業計画を策定し、経営改善等に取り組む 【資金使途・融資期間】 ・運転資金10年以内（据置期間5年以内） ※現在借入中の信用保証協会の保証付融資 【融資利率】 ・融資期間に応じて、1.7%～2.2%以内（責任共有制度対象外の場合、1.5%～2.0%以内）	【利子補給】 ・融資額1億円まで全額補給 ※左記3メニューと下段「感染症対応融資（全国制度）」との合算による ・融資実行後3年間
危機対応融資 売上が激減した場合の事業資金の調達	【利用対象】 ・最近1か月の売上が前年同月比で15%以上減少、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上が前年同期比で15%以上減少が見込まれる ・危機関連保証に係る区市町村の認定を受けている 【資金使途・融資期間】 ・運転／設備資金10年以内（据置期間2年以内） 【融資利率】 ・融資期間に応じて、1.5%～2.0%以内	【信用保証料補助】 ・3メニューとも、全額補助

◎国の特例保証の対象となる場合は、原則、上記に優先して以下のメニューを利用させていただきます。

融資メニュー	概要	
新設 感染症対応融資（全国制度） 全国一律で実施する利子補給対応制度	【利用対象】 ・セーフティネット保証（4号・5号）又は危機関連保証に係る区市町村の認定を受けている 【資金使途・融資期間】 ・運転資金10年以内（据置期間5年以内） 【融資利率】 ・融資期間に応じて、1.8%～2.2%以内（責任共有制度対象外の場合、1.6%～2.0%以内）	【融資限度額】 ・無担保3千万円 【利子補給】 ・全額補給 ・融資実行後3年間 【信用保証料補助】 ・全額補助

<問い合わせ先> 産業労働局金融部金融課 加来(かく)・今井 03-5320-4873(直通) 36-820(内線)